

保育の必要性の認定に関する基準について

I 基本的な基準の考え方

本市の保育の実施基準は、子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく新制度の趣旨を踏まえ、国が「家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの」として内閣府令で定める基準の範囲内で、市民が利用しやすい基準としています。

また、子ども・子育て支援法の基本理念である「全ての子どもが健やかに成長するように支援する」ことを念頭に、保育の実施が必要と判断したケースには、国基準に類するものとして柔軟に対応することとします。

II 加古川市の認定する基準（案）

根拠 (内閣府令)	認定事由		認定期間		保育必要量	
	【国基準】	【加古川市の基準】	【国基準】	【加古川市の基準】	【国基準】	【加古川市の基準】
第1条 第1号	月48時間から64時間までの範囲内で市町村が定める時間以上の労働 ※10年間の特例条項あり	月48時間以上の労働 (パートタイム、夜間・居宅内労働を含む)	効力発生日から3歳になるまで(3歳未満児)、または小学校就学の始期に達するまで(3歳以上児) (以下「標準期間」という。)		1日11時間までの利用(以下「標準時間」という)、または1日8時間までの利用(以下「短時間」という。)	
同条 第2号	妊娠・出産		標準期間と「出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月末まで」のいずれか短い期間		標準時間	
同条 第3号	保護者の疾病、負傷、障害		標準期間		標準時間または短時間 ※2区分に分けなくても良い	標準時間
同条 第4号	同居または長期入院等している親族の常時介護・看護		標準期間		標準時間または短時間	標準時間(月120時間以上の介護・看護の場合)、または短時間(120時間未満の介護・看護の場合)
同条 第5号	災害復旧		標準期間		標準時間	
同条 第6号	継続的な求職活動(起業準備を含む)		標準期間と「90日を限度として市町村が定める期間を経過する日の属する月末まで」のいずれか短い期間	標準時間と「90日を経過する日が属する月末まで」のいずれか短い期間	標準時間または短時間 ※2区分に分けなくても良い	短時間
同条 第7号	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)		標準期間と「卒業予定日または修了予定日の月末まで」のいずれか短い期間		標準時間または短時間	標準時間(月120時間以上の就学の場合)、または短時間(120時間未満の就学の場合)
同条 第8号	虐待やDVの恐れがあること 【新設】		標準期間		標準時間	
同条 第9号	育児休業取得時において、当該育児休業に係る子ども以外の入所児童の継続入所		市町村が定める期間	当該育児休業対象児童が満1歳に達する日以後の最初の年度末まで	標準時間または短時間 ※2区分に分けなくても良い	短時間
同条 第10号	上記に類するものとして市町村が認める場合	個々のケースに応じて判断し、決定します。	市町村が定める期間	個々のケースに応じて判断し、決定します。	標準時間または短時間	個々のケースに応じて判断し、決定します。

Ⅲ 関係法令（抜粋）

◆子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

第2款 支給認定等

（支給要件）

第19条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第27条第1項に規定する特定教育・保育、第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用について行う。

- （1）満3歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- （2）満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- （3）満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

（支給認定の有効期間）

第21条 支給認定は、内閣府令で定める期間（以下「支給認定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

◆子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）

（法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由）

第1条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

- （1）1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。
- （2）妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- （3）疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- （4）同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- （5）震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- （6）求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- （7）次のいずれかに該当すること。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

□ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

(8) 次のいずれかに該当すること。

イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

□ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（イに該当する場合を除く。）

(9) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

（保育必要量の認定）

第4条 保育必要量の認定は、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）又は平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分に分けて行うものとする。ただし、申請を行う小学校就学前子どもの保護者が第1条第2号、第5号又は第8号に掲げる事由に該当する場合にあっては、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間まで）とする。

2 市町村は、第1条第3号、第6号又は第9号に掲げる事由について、保育必要量の認定を前項本文に規定する区分に分けて行うことが適当でないとする場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該区分に分けないで行うことができる。

（法第21条に規定する内閣府令で定める期間）

第8条 法第21条に規定する内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども 支給認定が効力を生じた日（以下「効力発生日」という。）から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間

(2) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当

該小学校就学前子どもの保護者が第1条第2号、第6号、第7号、第9号及び第10号に掲げる事由に該当する場合を除く。) 効力発生日から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間

(3) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第1条第2号に掲げる事由に該当する場合に限る。)次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

イ 前号に掲げる期間

ロ 効力発生日から、当該小学校就学前子どもの保護者の出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間

(4) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第1条第6号に掲げる事由に該当する場合に限る。)次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

イ 第2号に掲げる期間

ロ 効力発生日から、同日から起算して90日を限度として市町村が定める期間を経過する日が属する月の末日までの期間

(5) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第1条第7号に掲げる事由に該当する場合に限る。)次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

イ 第2号に掲げる期間

ロ 効力発生日から当該小学校就学前子どもの保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までの期間

(6) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第1条第9号に掲げる事由に該当する場合に限る。)第1条第9号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市町村が定める期間

(7) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第1条第10号に掲げる事由に該当する場合に限る。)第1条第10号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市町村が定める期間

(8) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第1条第2号、第6号、第7号、第9号及び第10号に掲げる事由に該当する場合を除く。) 効力発生日から当該小学校就学前子どもが

満3歳に達する日の前日までの期間

- (9) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第1条第2号に掲げる事由に該当する場合に限る。）次に掲げる期間のうちいずれか短い期間
- イ 前号に掲げる期間
 - ロ 第3号ロに掲げる期間
- (10) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第1条第6号に掲げる事由に該当する場合に限る。）次に掲げる期間のうちいずれか短い期間
- イ 第8号に掲げる期間
 - ロ 第4号ロに掲げる期間
- (11) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第1条第7号に掲げる事由に該当する場合に限る。）次に掲げる期間のうちいずれか短い期間
- イ 第8号に掲げる期間
 - ロ 第5号ロに掲げる期間
- (12) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第1条第9号に掲げる事由に該当する場合に限る。）第1条第9号に掲げる事由に該当するものとして認められた事情を勘案して市町村が定める期間
- (13) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第1条第10号に掲げる事由に該当する場合に限る。）第1条第10号に掲げる事由に該当するものとして認められた事情を勘案して市町村が定める期間

附 則

（施行期日）

第1条 この府令は、法の施行の日から施行する。ただし、附則第4条から第7条までの規定は、法附則第1条第4号の規定の施行の日から施行する。

（就労時間に係る要件に関する特例）

第2条 施行日から起算して10年を経過するまでの間は、第1条第1号の規定の適用については、同号中「48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村」とあるのは、「市町村」とする。